

令和 8 年第 1 回

枚方京田辺環境施設組合議会定例会会議録

令和 8 年 2 月 1 8 日（水） 開会・閉会

枚方京田辺環境施設組合議会

令和8年第1回枚方京田辺環境施設組合議会定例会会議録目次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した者	1
議事日程	1
議員の出席状況報告	3
開会宣告	3
開議宣告	3
管理者挨拶	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
議員提出議案第1号 枚方京田辺環境施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	4
議案第1号 枚方京田辺環境施設組合施設設置条例の制定について	5
議案第2号 枚方京田辺環境施設組合が設置する施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定について	5
議案第3号 枚方京田辺環境施設組合財産使用料条例の制定について	6
議案第4号 枚方京田辺環境施設組合職員定数条例の一部改正について	7
議案第5号 可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業建設工事請負契約の一部変更契約について	8
議案第6号 枚方市東部清掃工場焼却施設定期補修工事（令和8年度）請負契約について	10
議案第7号 令和7年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算（第3号）	12
議案第8号 令和8年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算	13
閉会宣告	18
○付議事件議決結果一覧表	20

令和8年第1回枚方京田辺環境施設組合議会定例会会議録

日 時：令和8年2月18日（水） 午後2時

場 所：枚方市東部清掃工場3階 見学者説明室

○出席議員 12名

1番	広瀬ひとみ	2番	大津真沙樹
3番	長友克由	4番	志甫直哉
5番	妹尾正信	6番	鍛冶谷知宏
7番	峠賢一	8番	青木綱次郎
9番	上田毅	10番	榎本昂輔
11番	片岡勉	12番	向川弘

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管 理 者	上 村 崇
副 管 理 者	伏 見 隆
会 計 管 理 者	河 村 光 哲
事 務 局 長	日 下 英 明
事 務 局 次 長	大 谷 優 子
参 事	菊 岡 喜 正
参 事	吉 岡 正 泰
京 田 辺 市 経 済 環 境 部 長	高 橋 利 之
京 田 辺 市 経 済 環 境 部 ご み 広 域 処 理 推 進 課 長	内 藤 順 文
枚 方 市 環 境 部 長	兼 瀬 和 海
枚 方 市 環 境 部 循 環 型 社 会 推 進 課 長	林 清 治

○職務のため出席した者

書 記 長	日 下 英 明 (兼務)
書 記	大 谷 優 子 (兼務)
書 記	森 澤 卓 矢
書 記	柳 里 百 合 江
書 記	三 浦 康 弘

○議事日程

日程第1 会期の決定
日程第2 諸般の報告

- 日程第3 議員提出議案第1号 枚方京田辺環境施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について
- 日程第4 議案第1号 枚方京田辺環境施設組合施設設置条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 枚方京田辺環境施設組合が設置する施設に置く技術管理者の資格を
定める条例の制定について
- 日程第6 議案第3号 枚方京田辺環境施設組合財産使用料条例の制定について
- 日程第7 議案第4号 枚方京田辺環境施設組合職員定数条例の一部改正について
- 日程第8 議案第5号 可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業建設工事請負契約の一部変更
契約について
- 日程第9 議案第6号 枚方市東部清掃工場焼却施設定期補修工事（令和8年度）請負契約
について
- 日程第10 議案第7号 令和7年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第8号 令和8年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算
- 日程第12 一般質問

○鍛冶谷知宏議長 開会前に申し上げます。

今議会でのマスク着用につきましては、個人の判断に委ねることを基本といたします。

また、会議時間がおおむね1時間を超える場合は、換気のために休憩時間を設けますので、御了承ください。

開会・開議 午後2時00分

○鍛冶谷知宏議長 ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達していますので、これから令和8年第1回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

開会に当たり、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。

上村管理者。

○上村崇管理者 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和8年第1回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多用の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

主な事業の進捗状況でございます。まず、環境影響評価でございますが、引き続きオオタカの調査を含め、事後調査に取り組んでおるところでございます。

施設建設工事につきましては、来月30日に竣工を迎えます。議員の皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、最後まで気を緩めることなく進めてまいりたいと考えております。

そして、竣工後でありますけれども、枚方市の東部清掃工場も併せまして、建設から運営に移行してまいります。事務の内容が大きく変わることを踏まえまして、法令等を十分に理解した上で、慎重かつ細心の注意を払って事務の執行に努めてまいりたいと考えております。議員の皆様方におかれましても、引き続き、御支援、御協力を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

本定例会では、組合格約が令和8年3月31日に施行されることを踏まえまして、今後の事務執行に対応するための条例の制定、そして、改正に関する4議案、施設建設工事の精算に係る建設工事請負契約の一部変更契約締結議案、組合が枚方市から継承いたします枚方市東部清掃工場焼却施設に係る工事請負契約締結議案の契約に関する2議案及び令和7年度補正予算並びに令和8年度当初予算の予算に関する2議案について提案をさせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鍛冶谷知宏議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、志甫直哉議員、向川弘議員を指名します。

日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鍛冶谷知宏議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間とすることに決しました。

日程第2、諸般の報告を行います。

前定例会閉会后、本定例会までの諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第3、議員提出議案第1号、枚方京田辺環境施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

榎本議員。

○榎本昂輔議員 議員提出議案第1号、枚方京田辺環境施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提出者を代表いたしまして御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本件は、地方自治法第203条第4項の規定に基づき、条例の定めにより支給されている費用弁償について、昨今の経済情勢を踏まえ、取扱いの見直しを通じ、議会の運営に係る経費及び事務負担の低減を図るため、議会の議決を求めるものでございます。

3ページの新旧対照表を御参照ください。

第3条について、「公務のため」の次に、「大阪府枚方市及び京都府京田辺市の区域外に」を加えることにより、幹事会、本会議等に出席した場合については、費用弁償を行わないことといたします。

この条例の施行日につきましては、公布の日からといたく考えております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○鍛冶谷知宏議長 これより質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○鍛冶谷知宏議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○鍛冶谷知宏議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから議員提出議案第1号を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鍛冶谷知宏議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第1号、枚方京田辺環境施設組合施設設置条例の制定についてを議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

日下事務局長。

○日下英明事務局長 議案第1号、枚方京田辺環境施設組合施設設置条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

本件は、枚方京田辺環境施設組合同規約の改正に伴い、一般廃棄物のうち可燃ごみの中間処理を行うための施設の管理運営に関する事務を行うため、提案するものでございます。

5ページに条例案がございます。

施設の名称は、表頭「名称欄」に記載のとおり、それぞれ「枚方京田辺可燃ごみ広域処理施設」「枚方市東部清掃工場焼却施設」といたします。

この条例の施行日につきましては、令和8年3月31日といたしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○鍛冶谷知宏議長 これより質疑に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○鍛冶谷知宏議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○鍛冶谷知宏議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから議案第1号を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鍛冶谷知宏議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号、枚方京田辺環境施設組合が設置する施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定についてを議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

日下事務局長。

○日下英明事務局長 議案第2号、枚方京田辺環境施設組合が設置する施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の6ページをお開きください。

本件は、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当する者として、廃棄

物の処理及び清掃に関する法律により設置する技術管理者に必要な資格について、環境省令で定める基準を参酌して条例で定める必要があるため、提案するものでございます。

7 ページに条例案がございます。

第2条におきまして、技術管理者に必要な資格として、組合を構成する市の条例に規定する技術管理者に必要な資格要件に準じ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条第1項各号に掲げるものとしております。

この条例の施行日につきましては、令和8年3月31日といたく考えております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○**鍛冶谷知宏議長** これより質疑に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○**鍛冶谷知宏議長** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○**鍛冶谷知宏議長** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから議案第2号を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**鍛冶谷知宏議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号、枚方京田辺環境施設組合財産使用料条例の制定についてを議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

日下事務局長。

○**日下英明事務局長** 議案第3号、枚方京田辺環境施設組合財産使用料条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の8ページをお開きください。

本件は、枚方京田辺環境施設組合が保有する行政財産の使用を許可する際の使用料について、地方自治法の規定により使用料の徴収に関し、必要な事項を定めるため提案するものでございます。

9 ページに条例案がございます。

第2条では、使用料に関し、別表のとおり、使用目的に応じた金額を定めております。第3条では、使用料に加え、使用者が納付しなければならない経費の種類を定めております。第4条では、使用料の減免について定めております。災害その他の緊急事態の発生により、

応急用の施設として短期間使用するとき等、減免の対象とする場合を定めております。

次のページに参りまして、第5条では、使用料等の還付について定めております。また、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者に委任する規定を第6条に設けております。

この条例の施行日につきましては、令和8年3月31日といたく考えております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○鍛冶谷知宏議長 これより質疑に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○鍛冶谷知宏議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○鍛冶谷知宏議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから議案第3号を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鍛冶谷知宏議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号、枚方京田辺環境施設組合職員定数条例の一部改正についてを議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

日下事務局長。

○日下英明事務局長 議案第4号、枚方京田辺環境施設組合職員定数条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書の12ページをお開きください。

本件は、枚方京田辺環境施設組規約の一部改正に伴い、枚方市より継承する施設を含む施設の管理運営に関する事務を共同処理するため提案するものでございます。

13ページに条例案がございまして。

第1条におきまして、職員定数を現行の12人以内を16人以内に改め、職員の定数の配分に関する規定と休業中職員の代替の職員の配置が可能となるよう、職員定数から育児休業者等を除外する規定を追加しております。

第2条では、職員定数を16人以内から2人減員し、14人以内に改めております。

この条例の施行日につきましては、令和8年3月31日から施行したく考えております。ただし、第2条の枚方京田辺可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業、建設工事の完了による職員定数の変更については、令和8年4月1日から施行したく考えております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○鍛冶谷知宏議長 これより質疑に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○鍛冶谷知宏議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○鍛冶谷知宏議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから議案第4号を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鍛冶谷知宏議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第5号、可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業建設工事請負契約の一部変更契約についてを議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

日下事務局長。

○日下英明事務局長 議案第5号、可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業建設工事請負契約の一部変更契約について御説明申し上げます。

本件は、可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業建設工事の完了に当たり、建設残土の公共間流用を行ったことによる減額、境界フェンスの設置範囲と材料の変更、下水道接続ルートの変更、その他数量や仕様の変更による精算によるもので、請負金額を2,317万9,200円減額し、総額を161億3,571万800円とすることについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○鍛冶谷知宏議長 これより質疑に入ります。

まず通告に従い、青木綱次郎議員の質疑を許可します。

青木議員。

○青木綱次郎議員 それでは質疑させていただきますが、2点ほどお聞きをします。

今回の契約変更議案をもって、今、管理者の挨拶にもありましたように、来月末にはもう竣工ということで、建設工事がほぼ終わり、この議案で建設費としては、これで確定と。161億3,570万円余りということになりましたが、今回の建設・運営事業者を選定するに当たって、その選定作業の中で事業者の提案では、建設工事における地域貢献、地域経済への貢献ということで、設計・施工期間における地元企業への発注を26億円以上とすると、

そういう提案がされておりました。この提案が実際どうだったのかと、京田辺市、枚方市への地元企業発注について、それぞれの額をちょっとお聞きしたいということと併せて、その地元企業への発注について、地域経済への寄与という点から、組合としてどのように評価をされてるのかということをお聞きいたします。

○鍛冶谷知宏議長 理事者から答弁を求めます。

日下事務局長。

○日下英明事務局長 青木議員の議案質疑にお答えいたします。

このたび可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業建設工事請負契約の一部変更契約の議案を提出させていただきましたが、今日現在、建設工事の途上でございます。よって、地元企業への発注額については今のところ把握しておらず、評価もできない状況でございます。

以上です。

○鍛冶谷知宏議長 青木綱次郎議員。

○青木綱次郎議員 今の時点では、まだ工事中というふうに言われましたが、ただこれ以前に、2022年の2月ですかね、2022年の第1回議会でも同じようなことをお聞きをして、そのときに、この26億円が未達成の場合のペナルティーについて、どういう扱いをされるのかということをお聞きしました。

そのときの答弁では、もし26億円という貢献金額に未達成部分があれば、その差額については、設計・施工期間の終期から30日以内に本組合に支払うものと。要は、26億円発注するとしたが、結果として不足が仮にあれば、その不足分については30日以内に当組合に支払うと、そういう答弁をいただいております。

その点からすれば、今の時点でまだ分からないと言われたように、3月の末には工事自身が終わるわけですね、そこから逆算すれば、4月末までには、ある意味では、今の時点で未達成があるかどうか分かりませんが、あればその辺、該当する金額を受け取る必要もあるわけですね。

そういう点では、組合としてこれをいつ把握されるつもりなのか。またそれについて、やはり私は議会にもきちんと報告をしていただきたいと思いますと思うんですが、それについての扱いはどうされるのかをお聞きいたします。

○鍛冶谷知宏議長 日下事務局長。

○日下英明事務局長 再質問にお答えいたします。

業者とは年度内に提出いただく内容で契約をしております。今年度は最終年度でございますので、令和8年3月30日までには、地元発注額について報告を受け取るようになっております。

また、お尋ねの議会への報告につきましては、御要望がございましたら対応させていただきますと考えております。

以上です。

○鍛冶谷知宏議長 青木綱次郎議員。

○青木綱次郎議員 3回目なので要望ということになりますが、1つはしっかり把握をしていただいて、中には、工事の施工以内、30日以内と区切りがあるものですからね、くれぐれ

も3月31日までには把握されるということなので、それは厳守をしていただきたいということと、あと、議会への報告についてね、当組合の議会自身は定例議会であれば、次はもう11月ということにもなります。そういう点では、定例議会まで待つとなると、11月まで議会の報告がないということになります。これは来年度の話になりますが、議会への報告については、ぜひ議長並びに幹事議員の皆さん方でも御協議いただいて、何らかの形で、議会へも報告をしていただけたらというふうに思いますので、これは要望させていただきたいと

○鍛冶谷知宏議長 これにて青木綱次郎議員の質疑を終結します。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○鍛冶谷知宏議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○鍛冶谷知宏議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから議案第5号を起立により採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○鍛冶谷知宏議長 起立全員です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号、枚方市東部清掃工場焼却施設定期補修工事（令和8年度）請負契約についてを議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

日下事務局長。

○日下英明事務局長 議案第6号、枚方市東部清掃工場焼却施設定期補修工事（令和8年度）請負契約について御説明申し上げます。

本件は、川崎重工業株式会社関西支社を相手方として、見積書記載価格5億7,100万円に消費税を加えた6億2,810万円で、建設工事請負契約を締結いたしたく提案するものでございます。

工事の概要につきましては、18ページに参考資料として添付しております工事概要書に記載のとおり工事を行うものでございます。なお、工期につきましては、地方自治法の規定による議会の議決を得た日から令和9年3月15日までとなっております。また、19ページに施工位置図を添付しておりますので、併せて御覧いただければと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○鍛冶谷知宏議長 これより質疑に入ります。

まず通告に従い、青木綱次郎議員の質疑を許可します。

青木議員。

○青木綱次郎議員 それでは、3点ほどお聞きをいたします。

一つは、今回、東部清掃工場の定期補修工事というふうになっておりますが、定期工事の頻度といいますかね、実施頻度、どのくらいの間隔置かれてやられているのかということをお聞きをします。

2点目に、これは随意契約ということになっておりますが、金額から見れば税込みで6億円も超える大きな金額ですが、それがなぜ随意契約になっているのかということをお聞きいたします。

3点目に、この定期補修について、過去5年間、どのくらいの費用を要しておられるのかということと、今後の費用の見通しですね、どのくらい見ておられるのかということをお聞きいたします。

○鍛冶谷知宏議長 理事者から答弁を求めます。

大谷事務局次長。

○大谷優子事務局次長 青木議員の議案質疑についてお答えいたします。

1点目の定期補修工事につきましては、毎年実施しているところです。

2点目の随意契約となっている理由でございますが、東部清掃工場は川崎重工業株式会社の設計・施工により竣工されたごみ焼却処理プラントです。設置されている処理設備は、特許権、実用新案権等を有している特殊かつ高度な技術によって築造されています。プラントの性能を適切に維持するためには、設備機器を熟知し制御に関する技術情報を有した業者による整備調整作業が必要であり、設備機器に使用する消耗部品等は川崎重工業株式会社専用の特殊な製品であり、他者の汎用品などでは適合しない状態でございます。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づきまして随意契約といたします。

3点目の過去5年間の定期補修に要した費用及び今後の費用の見通しでございますが、令和3年度から令和7年度の5年間で要した定期補修工事の費用は約25億8,000万円、また、令和8年度から延命化目標である令和30年度までの定期補修工事に要する費用につきましては、おおむね129億円となっております。

なお、枚方市では、東部清掃工場の稼働を開始した平成20年度、2008年度から40年間である令和30年度、2048年度までの延命化を図ることを目標とした東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画を平成29年3月に策定いたしまして、令和2年3月に改訂しております。

以上です。

○鍛冶谷知宏議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 定期補修工事を毎年実施されているということですが、東部清掃工場自身、私、運営については民間委託をされてるというふうに聞いています。そういう意味でいったら、日常的な保守管理、運転を業者に委託をされてるわけですし、この定期補修工事も含めて発注されるべきではないのかなと思うんですけども、その辺りはどういうふうに整理をされてるのかお聞きいたします。

○鍛冶谷知宏議長 大谷事務局次長。

○大谷優子事務局次長 青木議員の再質問にお答えさせていただきます。

定期補修工事を含めた運転委託発注につきましては、現時点で計画はございませんが、今後、検討が必要かと考えております。

次に、日常のメンテナンスと定期補修工事との違いについてですが、日常メンテナンスは焼却炉の運転中に設備補修等を行うことができるもの、定期補修工事につきましては、計画的に炉を停止し、施設全体の整備を行うものという違いがございます。

以上です。

○鍛冶谷知宏議長 これにて青木綱次郎議員の質疑を終結します。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○鍛冶谷知宏議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○鍛冶谷知宏議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから議案第6号を起立により採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○鍛冶谷知宏議長 起立全員です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第7号、令和7年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

日下事務局長。

○日下英明事務局長 議案第7号、令和7年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

別冊、令和7年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算書(第3号)の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,745万1,000円を減額し85億827万7,000円と定めております。

歳入歳出補正予算の主な内容につきましては、5ページ以降の補正予算に関する説明書により御説明申し上げます。

それでは、10、11ページをお開きください。歳入でございます。

第1款分担金及び負担金につきましては、各市負担金を5,642万9,000円減額するものでございます。内訳としましては、枚方市負担金が3,734万5,000円、京田辺市負担金が1,908万4,000円の減でございます。

第2款国庫支出金につきましては、循環型社会形成推進交付金を2,367万4,000円増額するものでございます。

第4款繰越金につきましては、令和6年度決算剰余金の確定により、前年度繰越金1,800万4,000円を計上するものでございます。

第5款組合債につきましては、可燃ごみ広域処理施設整備事業について3,270万円を減額するものでございます。

次に、12、13ページをお開きください。歳出でございます。

第1款議会費につきましては、7万円を減額しております。内容としましては、議事録作成に要する経費などの不用額でございます。

第2款総務費につきましては、226万4,000円を増額しております。内容としましては、派遣職員給与費等負担金の増額等でございます。

第3款衛生費につきましては、3,015万6,000円を減額しております。内容としましては、工事請負費の精算に伴う減額等でございます。

第4款公債費につきましては、1,948万9,000円を減額しております。内容といたしましては、長期債に係る利子の減額でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○**鍛冶谷知宏議長** これより質疑に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○**鍛冶谷知宏議長** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○**鍛冶谷知宏議長** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから議案第7号を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**鍛冶谷知宏議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第8号、令和8年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算を議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

日下事務局長。

○**日下英明事務局長** 議案第8号、令和8年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算について御説明申し上げます。

別冊、令和8年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算は、第1条におきまして30億1,323万8,000円と定めております。次に、歳入歳出予算の主な内容につきまして、5ページ以降の予算に関する説明書により御説明申し上げます。

10、11ページをお開きください。歳入でございます。

第1款分担金及び負担金につきましては、各市負担金といたしまして28億1,323万6,000円を計上しております。内訳といたしましては、枚方市負担金が23億1,404万円、京田辺市負担金が4億9,919万6,000円でございます。

次に、第3款諸収入につきましては、雑入として2億1,000円を計上しております。

続きまして、14、15ページをお開きください。歳出でございます。

第1款議会費につきましては、54万円を計上しております。

第2款総務費につきましては、1億4,395万7,000円を計上しております。主な内容につきましては、17ページの説明欄の5番、各種負担金といたしまして、派遣職員給与費等負担金など1億3,255万8,000円でございます。

次に、16ページの下段でございます第3款衛生費につきましては、20億1,484万9,000円を計上しております。内訳としまして、第1目施設建設費として829万5,000円を計上しております。主な内容につきましては、17ページの説明欄の1番、各種委託料といたしまして、19ページにかけてでございますが、環境影響評価事後調査業務委託823万3,000円でございます。

次に、第2目枚方京田辺可燃ごみ広域処理施設運営費として5億2,614万9,000円を計上しております。主な内容につきましては、19ページの説明欄の1番、各種委託料といたしまして、枚方京田辺可燃ごみ広域処理施設運営業務委託をはじめとした運営業務委託料として4億3,369万5,000円でございます。

第2目枚方市東部清掃工場運営費として14億8,040万5,000円を計上しております。主な内容につきましては、19ページの説明欄の3番、各種委託料としまして、枚方市東部清掃工場焼却施設運転管理等業務委託をはじめとした運営業務委託料として3億9,525万7,000円、説明欄の4番、改善・補修工事費といたしまして、枚方市東部清掃工場焼却施設定期補修工事7億714万円でございます。

第4款公債費につきましては、8億5,289万2,000円を計上しております。主な内容につきましては、説明欄の長期債償還金及び長期債利子でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○**鍛冶谷知宏議長** これより質疑に入ります。

まず通告に従い、青木綱次郎議員の質疑を許可します。

青木議員。

○**青木綱次郎議員** それでは、質問をさせていただきますが、これも最初の御挨拶でもございましたが、来年度ですか、26年度からいよいよ新しいごみ焼却場の運営が始まると。その運営委託契約が始まるということでもありますが、今回の事業者選定に当たって、先ほどでは、建設における地元発注のことをお聞きしましたが、運営においても事業者選定において、運営期間中20年間ですが、運営期間中の地元企業への発注ということで、地域貢献という

ことで、地元企業への発注を14億円以上ということを言われていたと思うんです。その件について、そのうち、14億円のうち26年度の地元企業への発注について、その内容や金額などの見通しがどのくらいになるかお聞きをいたします。

○鍛冶谷知宏議長 理事者から答弁を求めます。

日下事務局長。

○日下英明事務局長 青木議員の議案質疑にお答えいたします。

運営事業者の提案では、人材派遣業務発注のほか、物品、備品、維持補修、清掃業務の委託といった物件費に2,000万円以上、地元雇用者に支払う給与費に3,000万円以上を見込んでおまして、初年度は5,000万円以上の発注を見込んでおります。

以上です。

○鍛冶谷知宏議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 初年度の見込額が5,000万円以上ということですがね、これ多く見積もっても、その金額だと、20年間この金額では14億円に達しないと思うんですが、その辺はどういうふうになっているのでしょうか。

○鍛冶谷知宏議長 日下事務局長。

○日下英明事務局長 再質問にお答えいたします。

運営事業者の提案では、地元雇用者について初年度から段階的に増員して、20年間で提案金額を達成する計画となっております。

以上です。

○鍛冶谷知宏議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 3回目ですので、要望ということになりますが、計画どおり地元雇用率も増やしていただいて、地元の人材のさらに活用するよう要望もして、達成をしていただきたいということと、あともう一点ですね、運営のほうは、今回20年間という長期にわたっております。20年間となると、経済状況の変化も、場合によっては、かなり大きなものになるのではないかと。例えば、最低賃金なんか大幅に上がった場合、これ地元雇用がかなり人件費に占める割合も大きいだけに、最低賃金がぐぐっと上がったら、極端なことを言えば、職員の人数を減らしても14億という数字を達成するようなこともあり得ますし、あるいは、あまりよくないですが、インフレなんかかなり進んでしまうと、14億円という数字が実質的には目減りをすると、そういうことも20年間という期間で見れば起こり得るわけです。

その点では、これは早急というわけではないですが、20年という長期のことを考えれば、今の時点で14億円という水準を維持する上でも一定、中間的な見直しというのが、どこかの時点で必要になるのではないかなというふうにも思います。この一、二年ということではないとは思いますが、そういうこともぜひ念頭に置いていただいて、運営をしていただけたらというふうに思います。

以上です。

○鍛冶谷知宏議長 これにて青木綱次郎議員の質疑を終結します。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○**鍛冶谷知宏議長** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

青木議員。

○**青木綱次郎議員** 京田辺市議会の青木綱次郎でございます。

ただいま議題となっております議案第8号、令和8年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算について、反対の討論を行います。

京田辺市と枚方市が共同で進めてきた新ごみ焼却場は試運転も進められており、建設整備の工事は完了を目前に控えております。26年度からは、いよいよ通常の運転運営が進められることとなります。その運営について、本組合の事業手法はDBO方式が採用されており、建設整備を請け負った事業者に対し、今後20年間の長期にわたって一括して委託をすることとなります。この間、繰り返し指摘をしてきましたが、日々発生するごみの処理は住民生活にも深く関わるものであり、この点から民間委託ではなく、行政が直接責任を持って管理運営すべきであります。また、住民とともにごみ減量の取組を進めるに当たっても、ごみ処理施設を行政が直接運営することは、重要な意味を持つものと考えます。

この点から、新ごみ焼却場の運営全てを民間事業者任せ、さらにそれが適正に行われているかどうかを点検チェックすることまで、運営モニタリング業務委託として、別の民間事業者任せすることは、まさに丸投げとしかいいようがなく問題であります。このようなやり方では、何もかも民間事業者に委託することになりかねないし、行政として、これらの事業をきちんと管理運営する能力を失うことにもなりかねないのではないのでしょうか。

これらの点を指摘して、DBO方式での事業を進めることは容認できないことを表明して、26年度予算案に反対をするものであります。

以上で討論を終わります。

○**鍛冶谷知宏議長** ほかに討論はありませんか。

榎本昂輔議員。

○**榎本昂輔議員** 京田辺市議会、榎本昂輔でございます。

議案第8号、令和8年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算に対し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

当組合は組合設立以来、可燃ごみ広域処理施設整備のため、環境影響評価や施設整備・運営事業者選定などを行い、今年度末に工事請負業者から施設が引き渡され、本格稼働を迎えることとなります。

令和8年度の事業の内容といたしましては、枚方京田辺可燃ごみ広域処理施設の運営に要する経費として、施設運営業務委託料広域廃棄物埋立処理場での焼却灰等処分や搬送委託料が計上されています。また、施設運営業務が適正に運営されていることを確認するための運営モニタリングの経費や環境影響評価書に記載された環境影響等の調査に要する経費も計上されております。

今回、提案がありました令和8年度予算案では、これらの経費のほか、枚方市から継承す

る枚方市東部清掃工場焼却施設の運営に要する経費、令和4年度から令和7年度に借り入れた組合債の償還金及び利子も計上されておりますが、これらはいずれも本事業を円滑に進める上で、妥当かつ必要なものであると考えております。

可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業は、設計・施工、その後の運営管理を含めると、長期にわたる事業であります。構成市にとっては、大きな財政負担となります。ごみ処理焼却時に発生する熱エネルギーによる発電を行い、その電気を売却し収入を確保するなど、財政負担の軽減に努めていただきたいと考えております。

最後になりますが、環境に配慮した安全・安心なごみ処理施設の整備・運営に努めていただくことをお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○鍛冶谷知宏議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○鍛冶谷知宏議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから議案第8号を起立により採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○鍛冶谷知宏議長 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、一般質問につきましては、所定の期間内に通告書の提出がございませんでしたので、行わないことといたします。

以上をもって、本定例会の日程は全て終わりました。

閉会に際し、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。

上村管理者。

○上村崇管理者 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日、御提案申し上げました8議案につきましては、慎重なる御審議をいただきました上、いずれも原案どおり可決をいただきまして、心から厚く御礼を申し上げます。

今議会を通していただきました御意見につきましては、精査の上、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えております。引き続き、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、暦の上では、寒さも峠を越えました。春がすぐそこまで来ておりますけれども、まだまだ寒の戻りもございます。議員の皆様方におかれましては、健康に十分御留意をいただきまして、よき春をお迎えになられますように御祈念申し上げ、簡単ではございますけれども、閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○鍛冶谷知宏議長 それでは、私からも一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、議員及び理事者の皆様方の御協力によりまして、全ての日程を終えることができました。心から感謝を申し上げます。

理事者各位におかれましては、議員から出された貴重な御意見、そして御提案を十分に考慮されながら、今後の組合事務を執行していただきますよう、よろしく願いをいたします。

結びに当たりまして、2月半ばになり春めいてまいりましたが、いまだ寒さの厳しい日もございます。皆様におかれましては、くれぐれも御自愛くださいますようお願いを申し上げます、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

これで、令和8年第1回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を閉会します。
お疲れさまでした。

閉 会 午後2時49分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 鍛 治 谷 知 宏

署名議員 志 甫 直 哉

署名議員 向 川 弘

付議事件議決結果一覧

事件番号	事件名	議決年月日	議決結果
—	会期の決定	令和8年2月18日	決定
議員提出議案 第1号	枚方京田辺環境施設組合議会議員の議員報酬 及び費用弁償に関する条例の一部改正につ いて	令和8年2月18日	原案可決
議案第1号	枚方京田辺環境施設組合施設設置条例の制定 について	令和8年2月18日	原案可決
議案第2号	枚方京田辺環境施設組合が設置する施設に置 く技術管理者の資格を定める条例の制定につ いて	令和8年2月18日	原案可決
議案第3号	枚方京田辺環境施設組合財産使用料条例の制 定について	令和8年2月18日	原案可決
議案第4号	枚方京田辺環境施設組合職員定数条例の一部 改正について	令和8年2月18日	原案可決
議案第5号	可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業建設工 事請負契約の一部変更契約について	令和8年2月18日	原案可決
議案第6号	枚方市東部清掃工場焼却施設定期補修工事 (令和8年度) 請負契約について	令和8年2月18日	原案可決
議案第7号	令和7年度枚方京田辺環境施設組合一般会計 補正予算(第3号)	令和8年2月18日	原案可決
議案第8号	令和8年度枚方京田辺環境施設組合一般会計 予算	令和8年2月18日	原案可決